

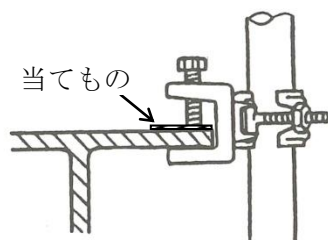
鉄骨用クランプの使用基準の一部改訂について

1 適用

この基準は、(一社) 仮設工業会が認定する鉄骨用クランプについて適用する。

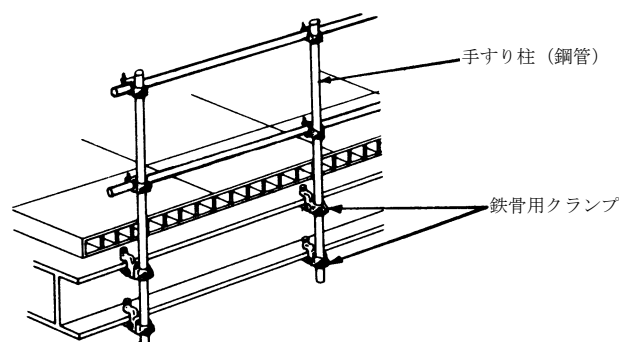
2 取付方法等

- (1) 物を挟む等、使用中に滑り又は脱落等のおそれがあるような取付方法を用いないものとする。ただし、試験等により安全性が確認された場合はこの限りでない。

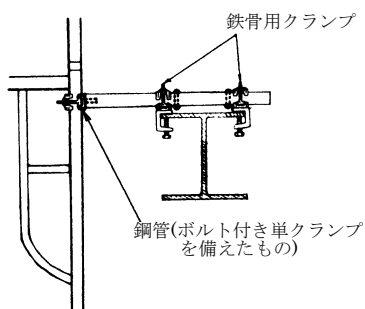


脱落等のおそれがある取付方法

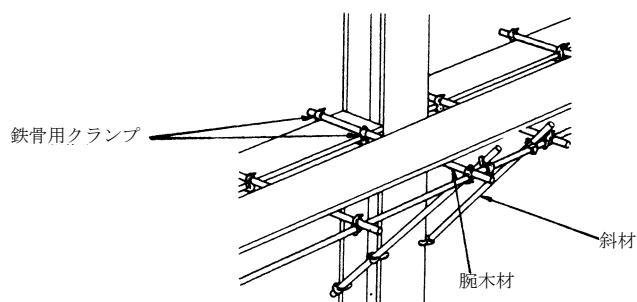
- (2) 原則として2個を1組として用いることとする。ただし、使用中に生ずる浮き上がり又は 脱落を防止する措置を講じたときはこの限りでないものとする。
- (3) H形鋼等に手すり柱の取り付けを目的として使用する場合は、手すり柱1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けるものとする。ただし、手すり柱1本につき2箇所に取り付けることが困難なときは、鉄骨用クランプの使用中の浮き上がり及び脱落等を防止するのに十分な措置を講ずるものとする。



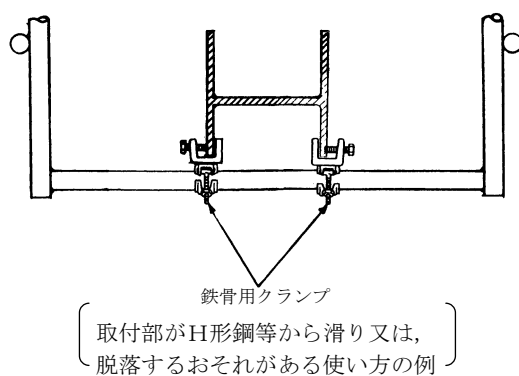
- (4) 足場の壁つなぎとして鋼管及び鉄骨用クランプを用いる場合にあっては、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けるものとする。



- (5) H形鋼等に鋼管を用いた張出し足場を組み立てるため、使用する場合は、腕木材、斜材等は1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けるものとする。



- (6) 取付部が使用中にH形鋼等から滑り又は脱落する方向 (斜め方向を含む) には、使用しないものとする。



以下現行どおり